

札幌市公契約条例案（再提出案）

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 公契約に係る取組（第6条－第10条）

第3章 作業報酬下限額を設定する公契約

第1節 作業報酬下限額の設定等（第11条－第16条）

第2節 作業報酬審議会（第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約について、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項等を定めることにより、事業者等の健全な経営環境に適切に配慮した上で、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し、それを通じて公契約に係る事業等の質の向上及び地域経済の活性化を図り、もって誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事、製造その他の請負契約、業務の委託に関する契約及び物品の購入又は借入れに係る契約並びに市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 事業者等 公契約の相手方及び相手方となろうとする者（第17条第3項を除き、以下「事業者」という。）並びに下請負人（市以外の者から公契約の一部を請け負う者又は委託された者をい

う。以下同じ。)をいう。

- (3) 事業等 工事、製造その他の請負、業務の委託、物品の購入又は借入れ及び公の施設の管理をいう。

(基本理念)

第3条 公契約に係る施策は、公契約に係る費用が税その他の公的な財源で賄われていることを踏まえ、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 入札及び契約における透明性、競争性及び公平性の確保を図ること。
- (2) 公契約の適正な履行の確保及び事業等の質の向上を図ること。
- (3) 事業者等の健全な経営環境及び地域経済の活性化に配慮すること。
- (4) 公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境の確保を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、公契約に係る施策を実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、公契約に関わる者として、この条例の趣旨を尊重し、市の公契約に係る施策に協力しなければならない。

第2章 公契約に係る取組

(地域経済への配慮)

第6条 市は、公契約に係る事業等の発注に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、事業者等の健全な経営環境に配慮するとともに、市内の事業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(労働環境への配慮)

第7条 市及び事業者等は、公契約に係る事業等の実施又は履行に当たり、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境に配慮するよう努めるものとする。

(適切な価格での発注及び受注)

第8条 市は、市場価格及び経済社会情勢を勘案して公契約に係る費用を適正に積算した上で、適切な価格での発注を行うものとする。

2 事業者は、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境及び下請負人への適切な代金の支払を勘案して入札金額を決定した上で、市の入札に参加するものとする。

3 事業者等は、下請契約等を締結する場合は、その相手方に対し、この条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、相手方と対等な立場で契約を締結し、適切な代金を支払うものとする。

(価格以外の評価)

第9条 市は、価格以外の要素を評価して公契約に係る事業等の発注を行う場合には、その目的、内容その他発注する公契約の性質を考慮して、環境への配慮、福祉の増進、適正な労働環境の確保、防災その他の市のまちづくりに取り組む事業者を適正に評価するよう努めるものとする。

(調査等)

第10条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるとき(第15条第1項又は第2項の規定に該当するときを除く。)は、事業者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができる。

2 市長等は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第3章 作業報酬下限額を設定する公契約

第1節 作業報酬下限額の設定等

(作業報酬下限額を設定する契約等)

第11条 市長は、公契約のうち次の各号に掲げる契約等について、それぞれ当該各号に定める者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬(賃金(労働基準法(昭

和 2 2 年法律第 4 9 号) 第 1 1 条に規定する賃金をいう。) 又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。) の下限の額 (以下「作業報酬下限額」という。) を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格 5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円以上 (電気設備及び機械設備に係る工事のうち規則で定めるものにあつては、2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円以上) の工事に係る請負契約 (以下「特定工事請負契約」という。) 次に掲げる者であつて市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に定められている職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法第 9 条に規定する労働者 (同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「労働者」という。) であつて特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために受注者 (第 1 3 条第 1 号に規定する受注者をいう。) 又は下請負人との請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 市が発注する業務の委託に関する契約のうち規則で定めるもの (以下「特定業務委託契約」という。) 労働者であつて特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

(3) 市が指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定 (以下「公の施設の管理に関する協定」という。) 労働者であつて次に掲げるもの

ア 指定管理者に使用される者で当該公の施設の管理に係る作業に従事するもの

イ 指定管理者が発注する当該公の施設の管理に係る業務の委託に関する契約のうち規則で定めるものに係る作業に従事する者

(作業報酬下限額)

第 1 2 条 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる対象労働者の区分に

応じ、当該各号に定める額を基準として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額その他の事情を勘案して定めるものとする。

- (1) 前条第1号ア及びイに定める者 同号に規定する公共工事設計労務単価
- (2) 前条第2号に定める者 市が建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いる建築保全業務労務単価
- (3) 前条第3号アに定める者 市の業務職員（高等学校を卒業した者に限る。）に支払われる給料月額のうち下限となる額を基準として規則で定める額
- (4) 前条第3号イに定める者 第2号に規定する建築保全業務労務単価

2 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、第17条に規定する札幌市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（特定工事請負契約等に定める事項）

第13条 市長等が締結する特定工事請負契約及び特定業務委託契約並びに公の施設の管理に関する協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受注者（特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約又は公の施設の管理に関する協定（以下「特定工事請負契約等」という。）を市長等と締結した者をいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、職種、第5号アに規定する作業時間数、作業報酬の額その他規則で定める事項を記載した台帳（以下「作業報酬台帳」という。）を作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。
- (2) 受注者は、作業報酬台帳の写しを市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項について、当該事項を記載した書面を当該対象労働者に交付し、又は当該特定工事請負契約等に係る作業が行われる事業場等の見やすい場所に掲示すること。

ア 対象労働者となる者

イ 作業報酬下限額

ウ 対象労働者が次条の申出をすることができること及びその申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

(4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、対象労働者がその申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(5) 受注者は、次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める額を当該対象労働者に作業報酬が支払われるべき日から起算して規則で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

ア 対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合 当該作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則で定める方法により算定する時間数（以下この号において「作業時間数」という。）を乗じて得た額

イ 対象労働者に支払われた作業報酬の額に基づき規則で定める方法により算定した当該対象労働者の1時間当たりの作業報酬の額が、作業報酬下限額を下回った場合 当該1時間当たりの作業報酬の額と作業報酬下限額との差額に作業時間数を

乗じて得た額

- (6) 受注者は、特定工事請負契約等を履行するに当たり、下請契約等を締結することにより、下請負人等に当該特定工事請負契約等に係る作業を行わせる場合には、当該下請負人等がこの条例の趣旨を尊重し、対象労働者となる者の適正な労働環境を確保することについて、当該下請契約等において明らかにすること。
- (7) 受注者は、第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならないこと。
- (8) 受注者は、第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、第1号から第6号までに掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、速やかに当該措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。
- (9) 市長等は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、当該受注者の名称及び当該行為の内容を公表し、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約を解除し、若しくは公の施設の管理に関する協定について受注者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。
 - ア 受注者が第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - イ 受注者が前号に規定する措置を講じず、当該措置の内容の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- (10) 市長等は、前号に規定する契約の解除又は公の施設の管理に関する協定に係る受注者の指定の取消し若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者からの申出)

第14条 対象労働者は、前条第5号ア又はイに掲げる場合に該当するときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(特定工事請負契約等に関する立入調査等)

第15条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は第13条第1号から第6号までに掲げる事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に使用者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第16条 市長等は、第13条第9号ア又はイのいずれかに該当する場合は、当該受注者の名称及び当該行為の内容を公表することができる。

2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該受注者の意見を聴かななければならない。ただし、当該受注者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときその他意見の聴取が困難であると市長等が認めたときは、この限りでない。

第2節 作業報酬審議会

(作業報酬審議会)

第17条 作業報酬下限額について調査審議するため、札幌市作業報

酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者、労働者、学識経験を有する者その他の市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第11条、第12条及び第17条並びに附則第5項の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 第16条の規定 施行日から起算して2年を経過した日

（準備行為）

- 2 審議会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 第13条から第15条までの規定は、施行日以後に公告その他の行為により申込みを求める特定工事請負契約及び特定業務委託契約並びに指定管理者の指定に係る公の施設の管理に関する協定に

ついて適用する。ただし、これらの契約又は協定に定める第13条第9号に規定する事項は、施行日から起算して2年を経過した日以後において同号ア又はイのいずれかに該当する場合について適用する。

(検討)

- 4 市は、施行日から3年を経過した後適当な時期において、この条例の施行状況等について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に応じて必要な見直しを行うものとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)